

- ・ 国内における新型インフルエンザ患者を早期に発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、全ての医師に新型インフルエンザ患者の届け出を求め、全数把握を開始する。
- ・ 新型インフルエンザ患者の臨床像を把握するため、入院患者の全数把握を開始する。
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ・ 入国者中の有症者に関する情報を解析し、推移を把握する。

【調査研究】

- ・ 新型インフルエンザのウイルス株を入手した段階で、国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査を行うなど、対策に必要な調査研究と分析を速やかにに行い、その成果を対策に反映させる。

1-③ コミュニケーション

【情報提供】

- ・ 国民に対して、海外での発生状況や現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや地方自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。

【情報共有】

- ・ 地方自治体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ直接的な双方向の情報共有を行う。

【コールセンターの設置】

- ・ 都道府県・市区町村に対し、Q & A等を配布した上、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行うよう要請する。
- ・ 国民からの相談に応じるため、国のコールセンターを設置する。

1-④ 感染拡大抑制

【国内での感染拡大抑制策の準備】

- ・ 国内における新型インフルエンザ患者の発生に備え、都道府県等に対し、以下を要請する。
 - 患者への対応（治療・隔離）や患者の濃厚接触者等への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めること。
 - 検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用すること。

【渡航に関する注意喚起等】

- ・ 新型インフルエンザの発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4の宣言前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航延期を勧告する。
- ・ WHOがフェーズ4を宣言した等、新型インフルエンザの発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告する
- ・ 検疫所は、関係機関と協力して、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザの発生状況や、個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。
- ・ 事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。

【入国者対策】

- ・ 海外において新型インフルエンザが発生した疑いがある場合には、関係省庁対策会議又は関係閣僚会議により決定された初動の基本的対処方針に従い、入国者対策を開始する。

(検疫の強化)

- ・ 検疫の強化については、以下に例示するものを最大限の措置として、新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、海外における発生の状況等、当該時点で得られる情報を勘案して合理的な措置を行う。なお、情報収集の進展や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を変更する。
- 検疫所において、全入国者に対して航空・船舶会社等の協力を得ながら、入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードを配付する。また、発生国からの入国者に対し、質問票の配付⁹及び診察¹⁰等を実施し、有症者の隔離¹¹や感染したおそれの高い者の停留¹²等を行う。質問票等により得られた情報は、必要に応じて地方自治体に提供する。
- ◇ 濃厚接触者の停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、集約化を図ることを検討する。
- 航空機・船舶の長から、検疫所に対して発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者が乗っているとの到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、有症者のマスクの着用、有症者へ接触する者の限定等）について、航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。
- 発生国から第三国経由で入国する者に対し、航空・船舶会社等の協力を得ながら、検疫法に基づく質問票の配付や旅券の出国証印の確認を実施するなど、発生国での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。
- 検疫の強化に伴い、検疫所、地方自治体その他関係機関の連携を強化する。
- 検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行う。

⁹ 検疫法第12条¹⁰ 検疫法第13条¹¹ 検疫法第14条第1項第1号¹² 検疫法第14条第1項第2号

(外国人の入国制限)

- ・ 発生国の在外公館において査証発給を行う際、査証審査の厳格化や査証発給の停止等の査証措置を行う。

(密入国者対策)

- ・ 感染者の密入国を防止するため、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、又は認めたときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染防止策を講じた上、所要の手続きをとる。
- ・ 発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行う。
- ・ 感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動を強化する。

(入国者対策関係者の感染防止策)

- ・ 入国者対策関係者について、プレパデミックワクチンの接種のほか、个人防护具の着用、患者からウイルスの曝露を受けた場合の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の感染防止策を講じる。

(航空機等の運航自粛要請)

- ・ 発生国における地域封じ込めや、WHOによる発生国又はその地域への運航自粛勧告がなされた場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、国際的な整合性等に配慮しつつ、航空会社や船舶会社に対し、発生地域から来航又は発航する航空機・旅客船の運航自粛等を要請することを検討する。

【在外邦人支援】

- ・ 発生国に滞在する邦人に対し、感染予防策について周知する。
- ・ 新型インフルエンザの発生が疑われる場合には、WHOのフェーズ4の宣言前であっても、在外邦人に対し、退避の可能性を勧告し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際しては

検疫が強化されていることについて情報提供を行う。

- ・ 海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、速やかに帰国させるよう要請する。
- ・ 定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国の状況を踏まえ、帰国に際しては検疫が強化されていることに留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処方針を決定する。
- ・ 国内の各学校等に対し、新型インフルエンザの発生国に滞在している在籍者に感染予防策を周知徹底するよう要請する。

1-⑤ 医療

【新型インフルエンザの症例定義】

- ・ 新型インフルエンザの症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。

【医療体制の整備】

- ・ 都道府県等に対し、以下を要請する。
 - 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象として、帰国者・接触者外来を整備する。
 - 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザの患者が受診する可能性もあるため、地域医師会の協力を得て、診療体制を整備する。
 - 帰国者・接触者外来を有する医療機関や、その他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
 - 新型インフルエンザが疑われる患者から採取した検体を地方衛生研究所へ送付し、亜型の検査を行い、確定診断を行う。

【帰国者・接触者相談センターの設置】

- ・ 都道府県等に対して、以下を要請する。
 - 帰国者・接触者相談センターを設置すること。
 - 発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものについて、新型インフルエンザに罹患する危険性が一般の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者受診相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知すること。

【医療機関等への情報提供】

- ・ 新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

【検査体制の整備】

- ・ ウイルス株の情報に基づき、国立感染症研究所において、新型インフルエンザへのPCR検査体制を確立する。
- ・ 都道府県等に対し、地方衛生研究所において新型インフルエンザに対するPCR検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備するよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザ迅速診断キットの実用化を図る。

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】

- ・ 国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ・ 都道府県等や医療機関に対し、必要な場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ・ 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

1-⑥ ワクチン

【ワクチン確保・供給体制】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ 新型インフルエンザ発生後、国家備蓄しているプレパンデミックワクチンのうち、発生したウイルスに対して有効性が期待できるものについて、直ちに原液の製剤化を行うよう、ワクチン製造会社に要請する。

(パンデミックワクチン)

- ・ 新型インフルエンザウイルス株の特定後、鶏卵等の確保ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始するよう、ワクチン製造会社に要請する。通常のインフルエンザワクチンの生産時期に当たる場合には、製造ラインを直ちに中断して新型インフルエンザワクチンの製造に切り替える等、生産能力を可能な限り最大限に活用するよう、ワクチン製造会社に要請する。
- ・ 新型インフルエンザウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造候補株の見直しを逐次検討し、その結果をワクチン製造会社に指示する。
- ・ 生産されたワクチンについては、円滑に接種の実施主体に供給されるよう調整する。
- ・ パンデミックワクチンの承認申請を受けて適切に審査・承認を行う。

【接種体制】

(プレパンデミックワクチン)

- ・ ワクチン製造会社による製剤化が済み次第、直ちにプレパンデミックワクチンの接種を決定し、集団的な接種を基本として接種する。
- ・ 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得て接種を行う。

(パンデミックワクチン)

- ・ ウイルスの特徴を踏まえ、接種の法的位置づけ等について決定する。

- ・ 都道府県を通じて、市区町村に、全国民が速やかに接種できるよう、公費で集団的な接種を行うこと基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の準備を進めるよう要請する。
- ・ プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、まずパンデミックワクチンを、医療従事者等を対象に、本人の同意を得て先行的に接種する。
- ・ 事前に定めた考え方に基づき、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、医療従事者等以外の優先接種対象者を決定する。
- ・ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、集団的な接種を基本として接種を開始する。
 - パンデミックワクチンは、地域ごとの発生段階によらず、各都道府県に、一定のルールに基づき同時に供給する。
 - 都道府県・市区町村に対し、接種の周知を図るとともに、関係者の協力を得て接種を開始するよう要請する。

【情報提供】

- ・ ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。

【モニタリング】

- ・ プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの接種開始に伴い、接種実施モニタリングを行うとともに、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の迅速な収集・分析及び評価を行う。
- ・ ワクチン接種が終了した段階で、モニタリングに関する総合評価を行う。

【ガイドラインには、以下の内容等について、より具体的に記載する】

◎発生後のワクチン確保・供給について

○ワクチンの確保

・ 国内産ワクチンの確保について

・ 輸入ワクチンの確保について

○ワクチンの円滑な流通

◎ワクチン接種の法的位置づけ等について

- ワクチン接種の法的位置づけ
- 実施主体及び費用負担
- ◎接種の実施について
 - 接種対象者の優先順位及びその選定方法
 - 接種の実施
- ◎ワクチンの有効性・安全性に関するモニタリングについて
 - 有効性の評価
 - 副反応報告
- ◎国民への適切な情報提供について

1-⑦ 社会・経済機能の維持

【事業者の対応】

- ・ 事業者に対し、発生状況等に関する情報収集に努め、職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化の準備を行うよう、要請する。

【遺体の火葬・安置】

- ・ 都道府県を通じ、市区町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。

VI-2 第二段階 国内発生早期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ○国内のいずれかの都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。 ○国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>（地域未発生期） 各都道府県において患者が発生していない状態</p> <p>（地域発生早期） 各都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> </div>
対策の目標
<ol style="list-style-type: none"> 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ○積極的な感染拡大抑制策（患者の入院勧告、地域全体での学校等の臨時休業・集会の自粛等）をとることで、流行のピークを遅延させられる可能性があるため、果敢な対応を行う。 ○医療体制や積極的な感染拡大抑制策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、国民への積極的な情報提供を行う。 ○国内での患者数が少ないため、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 ○新型インフルエンザ以外にも、発熱・呼吸器症状等を有し感染したおそれのある者が多数発生することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での二次感染防止策を実施する。 ○第三段階への移行はほぼ不可避と考えられることから、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ○受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるように準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかにできるだけ多くの国民に接種する。

2-① 実施体制

【基本的対処方針の決定】

- ・ 政府対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、第二段階に入ったことを宣言するとともに、対策の基本的対処方針を決定する。

【国際間の連携】

- ・ 国内発生情報について、国際保健規則（IHR）に基づき、WHOへ通報する。
- ・ WHO、OIE等のリファレンスラボラトリー等とウイルス株の同定・解析に関して協力を行い、症例定義の決定や情報共有等を行う。
- ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の開発等に関する国際的な連携、協力を行う。

2-② サーベイランス・情報収集

【国際的な情報収集】

- ・ 海外での新型インフルエンザの発生状況や抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。

【サーベイランス】

- ・ インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。第一段階に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握の強化を実施するが、患者数が増加した段階では新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握は中止し、重症者及び死亡者に限定して情報を収集する。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻し、入国者中の有症者の推移の把握については中止する。

- ・ 国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県に対して、発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する。

【調査研究】

- ・ 発生した国内患者について、早期には、積極的疫学調査チームを派遣し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。
- ・ 新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。

2-③ コミュニケーション

【情報提供】

- ・ 国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校等の臨時休業や集会の自粛等の国内での感染拡大抑制策についての情報を適切に提供する。
- ・ 国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや地方自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。

【情報共有】

- ・ 地方自治体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ直接的な双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

【コールセンターの継続】

- ・ 都道府県・市区町村に対し、状況の変化に応じたQ & Aの改定版を配布し、コールセンターの継続を要請する。
- ・ 国のコールセンターを継続する。

2-④ 感染拡大抑制

【国内での感染拡大抑制策】

- ・ 都道府県等に対し、地域発生早期となった場合には、患者への対応（治療・隔離）や患者の濃厚接触者の対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行うよう要請する。
- ・ 都道府県等や医療機関等に対し、患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等が十分な防御なく曝露した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。
- ・ 都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ・ 地域発生早期においては、地域全体で積極的な感染拡大抑制策をとることが重要であり、都道府県等に対し、学校等の臨時休業や集会の自粛要請等の感染拡大抑制策の実施に資する目安を示すとともに、必要な場合には、都道府県等又は業界団体等に対し、発生地域の住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。
 - 学校、保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。
 - 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。
 - 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い、咳エチケット等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。
 - 事業者に対し、職場における感染予防策を徹底するよう要請する。
 - 公共交通機関等に対し、感染したおそれの高い者へのマスク着用の励行

の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

- 特に必要な場合には、住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請することを検討する。

【入国者対策等】

- ・ 国内患者が発生した段階では、国内の検査・診療体制等の整備状況も踏まえつつ、原則として停留を健康監視¹³に切り替え、停留の実施に伴う海空港の集約化は中止する等の第一段階の措置の縮小を行う。
- ・ 渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起を継続する。
- ・ 在外邦人支援を継続する。
- ・ 感染したおそれのある者に対しては、不要不急の出国を自粛するよう勧告する。また、発熱症状等が見られる者がチェックインしようとした場合には拒否を行うよう、航空会社等に要請する。

2-⑤ 医療

【医療体制の整備】

- ・ 都道府県等に対し、第一段階に引き続き、帰国者・接触者外来における診療体制を継続するよう、ただし、必要が生じた際には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するよう、要請する。

【患者への対応等】

- ・ 都道府県等に対し、以下を要請する。
 - 新型インフルエンザと診断された者に対しては、原則として、感染症法に基づき感染症指定医療機関等に移送¹⁴し、入院勧告¹⁵を行う。
 - 都道府県は必要と判断した場合に、地方衛生研究所において、新型イ

¹³ 検査法第18条第4項及び第5項、感染症法第15条の3

¹⁴ 感染症法第19条、第20条及び第26条

¹⁵ 感染症法第21条及び第26条

インフルエンザのPCR検査を行う。全ての新型インフルエンザ患者のPCR検査による確定診断は、地域における患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行う。

- 医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等が十分な防御なく曝露した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

【医療機関等への情報提供】

- 引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

【抗インフルエンザウイルス薬】

- 第三段階の地域発生期の状況を予測し、引き続き、都道府県等や医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するように要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うように要請する。
- 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。

【医療機関・薬局における警戒活動】

- 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

2-⑥ ワクチン

- 第一段階（海外発生期）の記載を参照。

2-⑦ 社会・経済機能の維持

【事業者の対応】

- 全国の事業者に対し、職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。
- 社会機能の維持に関わる事業者に対し、事業継続に向けた取組を要請する。

【犯罪の予防・取締り】

- 混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

VI-3 第三段階 国内発生期
<p>予想される状況</p> <p>○国内のいずれかの都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。</p> <p>○感染拡大からまん延、患者の減少にいたる時期を含む。</p> <p>○国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。</p>
<p>(地域未発生期)</p> <p>各都道府県において患者が発生していない状態</p>
<p>(地域発生早期)</p> <p>各都道府県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p>
<p>(地域発生期)</p> <p>各都道府県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p>
<p>対策の目標</p> <p>1) 医療提供体制を維持する。</p> <p>2) 健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>3) 社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。</p>
<p>対策の考え方</p> <p>○感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大抑制策から被害軽減に切り替える。ただし、学校等の臨時休業や集会の自粛といった一部の感染拡大抑制策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。</p> <p>○地域ごとに発生の状況は異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。</p> <p>○状況に応じた医療体制や感染拡大抑制策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>○流行のピーク時の規模をできるだけ小さくし、入院患者や重症患者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。</p> <p>○医療提供体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</p> <p>○欠勤者の増大が予測されるが、最低限の国民生活を維持するため必要なう</p>

イフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会・経済活動をできる限り継続する。

○受診患者数を減少させ、入院患者数や重症患者数を抑え、医療提供体制への負担を軽減するため、パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合は、できるだけ速やかにできるだけ多くの国民に接種する。

○状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

3-① 実施体制

- ・ 政府対策本部は、諮問委員会の意見を踏まえ、国全体として第三段階に入ったことを宣言するとともに、対策の基本的対処方針を決定する。

3-② サーベイランス・情報収集

【国際的な情報収集】

- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況や各国の対応について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。

【サーベイランス】

- ・ インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 引き続き、国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県等に対して、発生状況を迅速に情報提供し、必要な対策を実施するよう要請する。

【調査研究】

- ・ 引き続き、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症の患者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。

3-③ コミュニケーション

【情報提供】

- ・ 引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・ 引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、状況に応じた医療体制を周知し、学校等の臨時休業や集会の自粛等の国内での感染拡大抑制策についての情報を適切に提供する。また、社会・経済活動の状況についても、情報提供する。
- ・ 引き続き、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや地方自治体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。

【情報共有】

- ・ 地方自治体や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ直接的な双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。

【コールセンターの継続】

- ・ 都道府県・市区町村に対し、状況の変化に応じたQ&Aの改定版を配布し、コールセンターの継続を要請する。
- ・ 国のコールセンターを継続する。

3-④ 感染拡大抑制

【国内での感染拡大抑制策】

- ・ 都道府県等に対し、地域発生期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止するよう要請する。
- ・ 都道府県等や医療機関に対し、地域発生期となった場合は患者との濃厚接触

者（同居者を除く。）及び同じ職場等にいる者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者と同居する者に対する予防投与については、その効果を評価した上で継続の有無を決定する。

- ・ 都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ・ 都道府県等に対し、学校等の臨時休業や集会の自粛要請等の感染拡大抑制策の実施に資する目安を示すとともに、必要な場合には、都道府県等又は業界団体等に対し、住民や関係者に対して次の要請を行うよう依頼し、又は直接要請を行う。特に、地域発生期のうち、流行が小規模な段階においては、地域全体で積極的な感染拡大抑制策をとるよう要請するが、地域での流行が拡大した際には、地域全体での学校等の臨時休業等の強い感染拡大抑制策の緩和を検討するよう要請する。
 - 学校、保育施設等の設置者に対し、臨時休業及び入学試験の延期等を行うよう要請する。
 - 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。
 - 住民、事業所、福祉施設等に対し、手洗い・咳エチケット等を強く勧奨する。また、事業所に対し、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診の勧奨を要請する。
 - 事業者に対し、職場における感染予防策を徹底するよう要請する。
 - 公共交通機関等に対し、感染したおそれの高い者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
 - 特に必要な場合には、住民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請することを検討する。
- ・ 流行がピークを越えた後には、上記の感染拡大抑制策を縮小する。

【入国者対策等】

- ・ 通常の検疫体制に戻す。
- ・ 国内での発生状況を踏まえつつ、入国者への特別の情報提供を順次縮小する。